

有機フッ素化合物（PFAS）対策の推進について

【担当省庁】総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

本府では、公共用水域や水道水源において PFOS・PFOA が局地的に高い値で検出されている事例があり、周辺住民からは不安の声も上がっていることから、早期に以下の対策を講じていただきたい。

- PFAS に関する最新の科学的知見を集約し、健康への影響等を明確にし、新たな知見について速やかに情報提供するとともに、土壌、農産物及び川の魚類に関する PFOS・PFOA の測定方法を確立し、評価指標の設定等の必要な対応を検討すること。また、水質について、一層の安心確保に向けた、評価指標の取扱いについて速やかに検討すること
- 発生源特定のための調査や汚染除去等の対策について具体的な方法を示すとともに、実効ある対策を講じるための責任のあり方や風評被害が起こらないための公表方法等を含めた総合的な対策を検討すること
- 指針値の超過地点周辺で都道府県等が継続監視や追加調査を実施するための検査機器の整備や検査に係る費用に対する財政支援や、事業場からの高濃度排水に対する効率的な浄化処理技術の開発に対する支援を行うこと
- PFAS 含有泡消火薬剤の所在等を把握するための取組及び PFAS 非含有の泡消火薬剤への代替を促進する取組を早急に推進すること
- 令和 8 年 4 月 1 日に施行される、PFOS 及び PFOA の水道水質基準化を踏まえ、水道事業者等が迅速・確実に対策を講じられるように、浄水処理施設など PFAS 対策に係る補助要件緩和を検討すること

【現状・課題等】

■科学的知見の不足

- ▶ 全国各地の公共用水域及び水道水源で、PFOS・PFOA が指針値や目標値を超過して検出されているものの、ほとんどの事例で原因が特定されていない。
- ▶ 府民からは、健康や井戸水、土壌、農作物への影響等について、不安の声がある。
- ▶ 一方で、健康影響に係る科学的知見は十分でなく、また、土壌及び農作物、川の魚類の PFOS・PFOA に係る測定方法及び評価方法も確立していない。

■発生源対策

- ▶ 発生源に対する法的規制はなく、また高濃度排水の効率的な浄化技術についての知見が不十分で実効ある対策を講じることが難しい。
- ▶ 地域の汚染状況の公表による風評被害が発生している。

■財政支援

- ▶ 国の手引きに基づき、継続監視や汚染範囲の確認のための追加調査を実施しており、特に地下水の汚染範囲の把握のための調査件数が増えている。
- ▶ 検査機器の消耗による機器更新が必要になっており、また検査に使用される試薬が高額で、検査に費用がかかる。

■PFAS 含有泡消火薬剤

- ▶ PFOS 含有泡消火薬剤が 11, 862L、PFOA 含有泡消火薬剤 2, 280L が府内に存在
- ▶ 令和 6 年 12 月に府内で PFAS 含有泡消火薬剤の河川への流出事故があった。

■高度浄水施設等整備費（PFAS による汚染に対処するための補助事業）

- ▶ 給水人口 5 万人未満かつ施設整備後 30 年以上経過した浄水場の全面改修に併せて整備するものであることが要件となっており、対策を進める上での阻害要因の一つ。

京 都 府 の担当課	総合政策環境部 環境管理課 (075-414-4709)
	農林水産部 農産課 (075-414-4944)
	建設交通部 水道政策課 (075-414-4373)

【国の事業等】

■概算要求〔環境省〕

- ▶ PFAS 対策推進費 11.3 億円（令和 7 年度予算 1.9 億円）
- ▶ 総 PFAS 対策等検討事業 0.5 億円（令和 7 年度予算 0.5 億円）

■専門家会議による対応策等

〔環境省〕

- ▶ PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（令和 2 年 6 月）
- ▶ PFOS、PFOA に関する Q&A 集（令和 5 年 7 月）
- ▶ PFAS に対する総合戦略検討専門家会議（令和 5 年 1 月～）
- ▶ PFOS・PFOA に係る水質の目標値等の専門家会議（令和 5 年 1 月～）

〔内閣府食品安全委員会〕

- ▶ 有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ（令和 5 年 2 月～）

【京都府の取組】

■公共用水域における水質常時監視

- ▶ 令和 3 年度から、河川 48 地点において年 1 回、PFOS・PFOA の水質測定を実施

■指針値超過事案への対応

- ▶ 府内の河川において、継続して指針値を超過し、上流部河川では高い値が検出されている事案があり、住民の健康被害の防止を最優先に、河川周辺の地下水の水質調査や発生源と推察される事業場への指導を実施
- ▶ 地下水で指針値の超過が確認された場合、周辺の井戸の水質検査により汚染範囲の確認を行い、その中に指針値の超過が確認された飲用井戸があれば当該井戸所有者に対して飲用を控えるよう注意喚起を実施